

1 開催日 平成 23 年 4 月 11 日 (月)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 14 号 保有個人情報不開示決定に対する異議申立について

4 委員長閉会宣言

5 出席者出席者

(1) 委員	1 番委員長	野 本 明 美
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	松 井 成 起
	総務課長	池 畠 正 敏
	学校教育課長	土 居 英 一
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課教育企画監	松 下 整
	学校教育課学校教育班	多 田 美奈子
	学校教育課人事班長	廣 瀬 啓 二
	学校教育課管理主事	弘 瀬 健一郎
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	森 尾 美 舗

1 平成 23 年 4 月 11 日（月） 午後 4 時 21 分～午後 4 時 55 分 （たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

開会 午後 4 時 21 分

野本委員長

ただいまから，第 1071 回高知市教育委員会 4 月臨時会を開会いたします。

はじめに，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん，お願いいたします。

本日の議案は 1 件です。日程第 2 市教委第 14 号「保有個人情報不開示決定に対する異議申立について」事務局からの説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

お手元に平成 23 年 3 月 31 日付けで答申第 27 号として高知市行政情報公開・個人情報保護審査会会長からの答申がお手元にあるかと存じます。内容は，平成 21 年 11 月 25 日付け 21 重高教学第 2 号による保有個人情報不開示決定に対する異議申立ての諮問に対する答申でございます。

別紙の 1 ページに審査会の結論が記載されております。

『高知市教育委員会は，「教育委員会職員（教職員 A，B，C，D）が作成したてんまつ書」のうち，各てんまつ書中の作成年月日並びに教職員 A 及び B が作成したてんまつ書中のあて先については開示すべきであるが，それ以外の部分について不開示としたことは妥当である。』

という内容でございます。

本答申は，私ども教育委員会の主張をほぼ認めていただいたものでございまして，別添の案のとおりこの決定に従い，本件異議申立てに対して別添の案のと通りの対応として良いかどうかについてご審議いただきたいものでございます。

野本委員長

この件に対して，質疑はございません。

確認ですが，審査会の結論としては，開示をするのは作成年月日及びあて先の二つということになるわけですか。

学校教育課長

案の別表にありますとおり，教育委員会職員 A，B，C，D が作成したてんまつ書の作成年月日と教育委員会職員 A，B が作成したてんまつ書のあて先のみが開示ということになります。

野本委員長

ほかに意見はございませんか。

特に意見はないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移ります。

市教委第 14 号「保有個人情報不開示決定に対する異議申立について」は，高知市行政情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ，一部開示として決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって，市教委第 14 号はそのように決しました。

続きまして、報告事項です。「高知市立学校教員の授業における不適切な指導に係る措置について」ですが、この件は、人事案件のため秘密会といたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。
委員一同

【異議なし】

野本委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定により秘密会とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6号の規定に基づき、会議録に記載しない。

野本委員長

秘密会を解きます。

本日の議事日程は終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

開会 午後4時55分

署名

委員長 _____

3番委員 _____